

医療等分野における 番号制度の活用について

平成27年4月14日(火)
厚生労働省 情報政策担当参事官
鯨井 佳則

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

- 医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方、情報連携が想定される具体的な利用場面、番号制度のインフラの活用の考え方等について、有識者で検討を行う。平成26年5月から7回にわたって議論を行い、同年12月に中間的にとりまとめを行った。

研究会設置までの経緯

- ・ 医療等分野における番号の活用等については、平成24年9月に、医療関係者、保険者、情報政策の有識者等による検討会のとりまとめで、「詳細な仕組みや利用場面を分かりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある」とされた。
- ・ 平成26年6月の日本再興戦略（閣議決定）では、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る」とされている。

検討事項

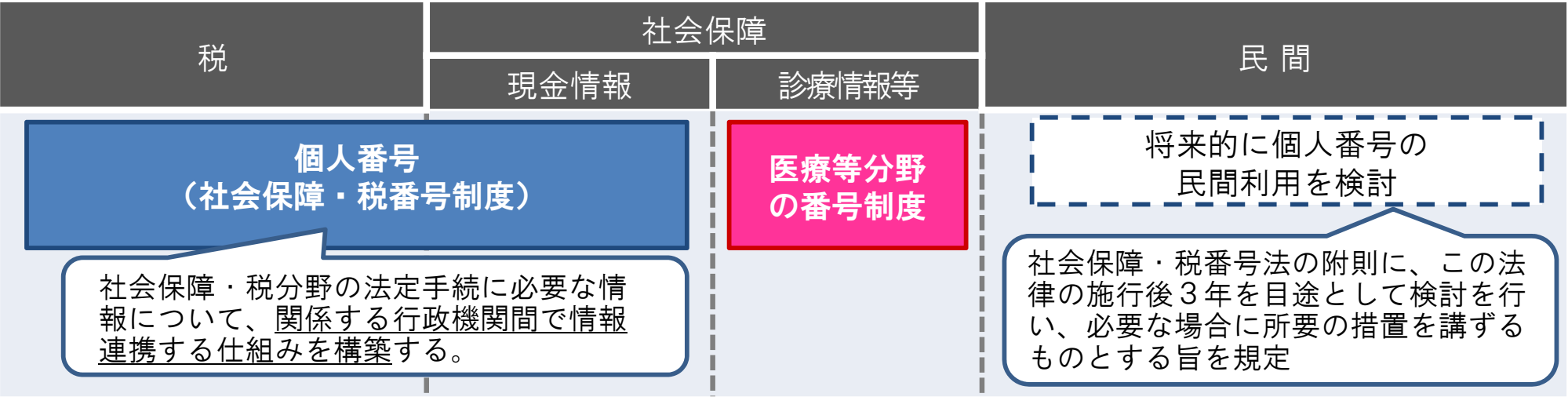
- ・ 医療等分野における番号の具体的な利用場面
 - ①医療保険のオンラインでの資格確認
 - ②医療機関等の連携（地域レベル、複数地域間）
 - ③健康・医療の研究分野（追跡研究、大規模分析）
 - ④健康医療分野のポータルサービス
 - ⑤がん登録 等
- ・ 番号を活用した情報連携基盤、技術検証 等

構成員

飯山 幸雄	国民健康保険中央会常務理事
石川 広己	日本医師会常任理事
大道 道大	日本病院会副会長
大山 永昭	東京工業大学像情報工学研究所教授
伊奈川 秀和	全国健康保険協会理事
金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授【座長】
佐藤 慶浩	日本ヒューレット・パカード（株）個人情報保護対策室室長
霜鳥 一彦	健康保険組合連合会理事
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
田尻 泰典	日本薬剤師会常務理事
富山 雅史	日本歯科医師会常務理事
馬袋 秀男	『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会特別理事
樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
南 砂	読売新聞東京本社調査研究本部長
森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科特任准教授【座長代理】

番号制度でのマイナンバーの利用範囲について

○ 社会保障・税番号制度は、行政機関等を情報連携対象として、社会保障・税・災害対策の各分野で利用することとされている。



○個人番号の利用範囲（番号法別表）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

社会保障分野	年金	年金の資格取得・確認・給付に利用 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
	労働	雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療等	保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用 ○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用
災害対策		被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		

医療等分野での番号の活用に関する議論の全体像（中間まとめ）

医療等分野での番号(電磁的符号を含む)※を用いた情報連携

※マイナンバーに限定しない

医療機関・介護事業者等の連携

(地域レベル、複数地域間での連携)

- ・ 病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・ 救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認
- ・ 医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

本人への健康医療情報の提供・活用

(ポータルサービス)

健康・医療の研究分野

(コホート研究、大規模な分析)

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

医療保険のオンラインでの資格確認

※保険者はマイナンバーで資格情報を管理するので、資格確認手続きのうち保険者でマイナンバーを活用

保険者間の健診データの連携

資格異動時での特定健診など健診データの連携

予防接種の履歴管理

市町村での接種歴の管理、本人への通知等

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

※全国がん登録への活用は突合事務等の実務的な課題を検討

医療等分野の個人情報の特性を考慮し、オンライン資格確認のインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性が確保された仕組みを検討

【番号制度のインフラとの関係】

- ・ 現行の番号法の枠組み（目的規定）は、行政機関等がマイナンバーを用いると規定。医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない
- ・ 番号制度では、保険者が資格情報をマイナンバーと紐づけて管理。保険者が資格情報を用いる場合など、安全で効率的な情報連携とするため、番号制度のインフラの活用も必要
- ・ マイナンバーとは別に見える番号を発行するのはコストがかかる。電磁的な符号のほうが、安全性の確保と二重投資を避ける観点から望ましい
- ・ 番号・符号が重複しないよう、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みが必要
- ・ 医療情報の第三者提供は本人同意が前提。個人ごとに情報の提供範囲が異なるので、一律な情報照会と回答が難しい

現行の番号法の枠組みの中で、行政機関・保険者がマイナンバーを用いることについて検討

- ・ 行政機関・保険者は住所情報や保険資格情報を個人番号で管理
- ・ 社会保障・行政サービスの向上・効率化に資する

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

○番号法の目的（法第1条）

- ・ 行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号を活用して、効率的な情報の管理と利用、他の行政事務を行う者との間で迅速な情報の授受ができるようにする
- ・ これにより、①行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保、②手続きの簡素化など国民の利便性の向上が得られるようにする

○利用範囲（法別表）

- ・ 医療保険・年金の給付、保険料の徴収
- ・ 雇用保険等の資格取得・確認、給付
- ・ 生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ

1. 医療等分野での番号（電磁的符号を含む）による情報連携のあり方

- 医療等分野の個人情報、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病歴や服薬の履歴、健診の結果など、第三者には知られたくない情報がある。利用について本人同意を得るとともに、患者個人の特定や目的外で使用されないよう、機微性に配慮した個人情報保護の措置を講じる必要がある。
- 医療等分野の情報連携のあり方については、以下のような意見があった。
 - ・ 本人の同意のもとで希望する患者が番号を持つ仕組みとし、共有する病歴の範囲について患者の選択を認め、患者が共有して欲しくない病歴は共有させない仕組みを検討する必要がある
 - ・ 患者に必要なサービスを提供する際の同意のあり方など、本人同意やプライバシー規則のあり方の検討が必要

2. 番号制度のインフラとの関係

- 番号法では、目的規定（第1条）で、行政機関等が行政運営の効率化等のためマイナンバーを用いるとしており、医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない。他方、行政機関や保険者はマイナンバーと紐づけて資格情報等を管理するので、安全で効率的な情報連携を行うため、行政機関や保険者ではマイナンバーを用いる必要がある。
- 医療等分野で用いる番号（電磁的符号を含む）は、重複しない番号を交付するため、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みとする必要がある。
- マイナンバーとは別に「見える番号」を発行するのはコストがかかる。「見えない番号（電磁的な符号）」のほうが、安全性を確保しつつ二重投資を避ける観点から、望ましい。

3. 医療等分野の情報連携の具体的な利用場面等

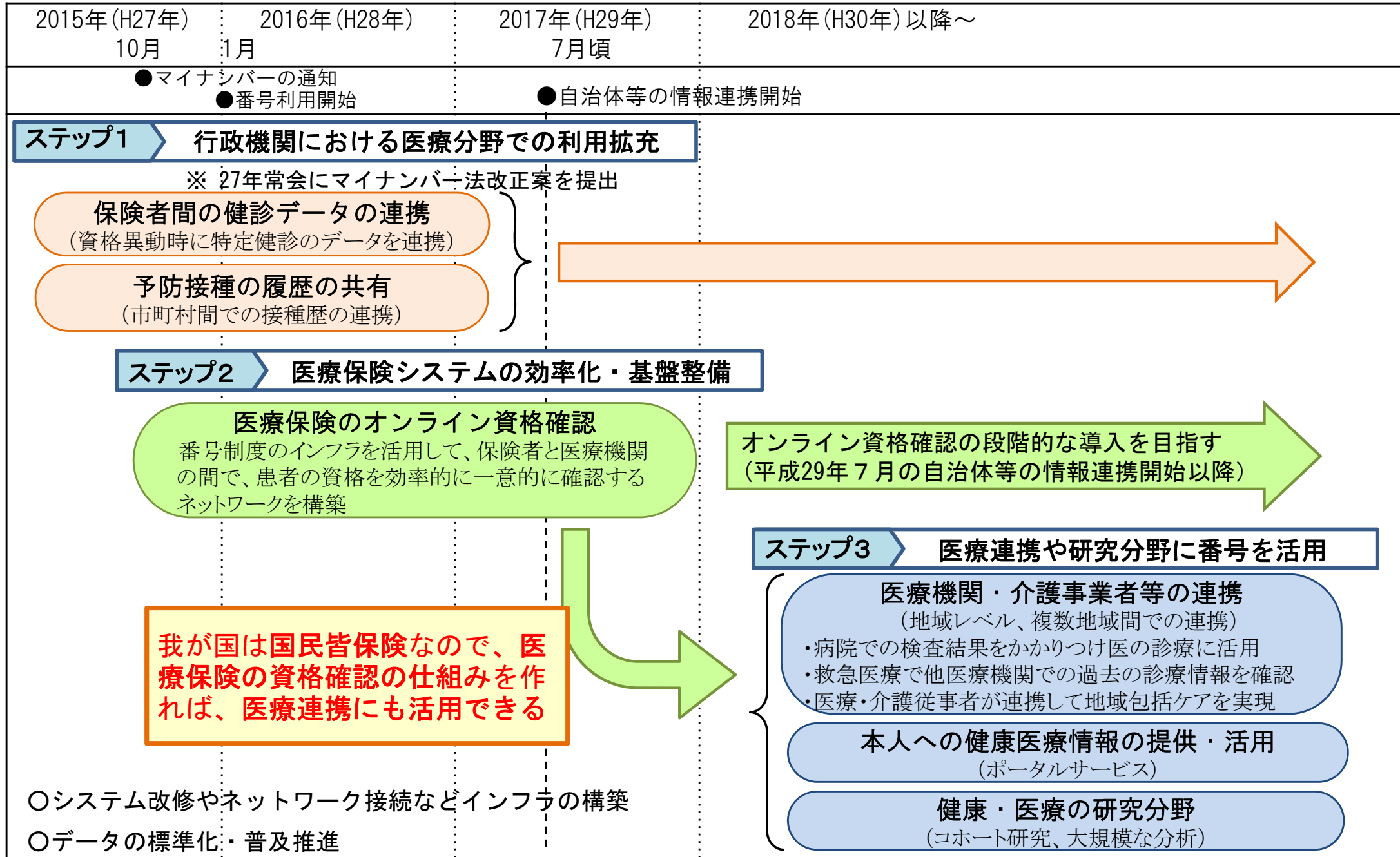
- 「医療機関・介護事業者等の連携」や「健康・医療の研究分野」等で、医療等分野での番号（電磁的符号を含む）を用いた情報連携の仕組みが必要。行政機関と保険者は資格情報等をマイナンバーで管理するので、「保険者間の資格異動時の健診データの連携」と「予防接種歴の自治体間の連携」で、これらの情報の連携にマイナンバーを用いることを検討。
- 医療保険のオンライン資格確認は、既存のインフラも活用しつつ、資格情報とマイナンバーを紐づける番号制度のインフラを活用し、できるだけコストがかからない安全で効率的な仕組みについて、保険者・保険医療機関等の関係者との協議を通じて検討する。個人番号カードを用いる場合、ICチップをカードリーダーで読み取る、表面のみが見えるカードケースの利用など、マイナンバーが視認されない仕組みを検討する。
- 医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方については、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組みを検討する。

健康医療分野における番号の活用（イメージ）

○マイナンバー法※は、マイナンバーを行政機関が行政事務に用いることを前提

○番号の民間利用については、番号制度のインフラをうまく活用して、民間の利用者が利用しやすいものとする必要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）



マイナンバーの利用範囲の拡充等について(番号利用法の改正)

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

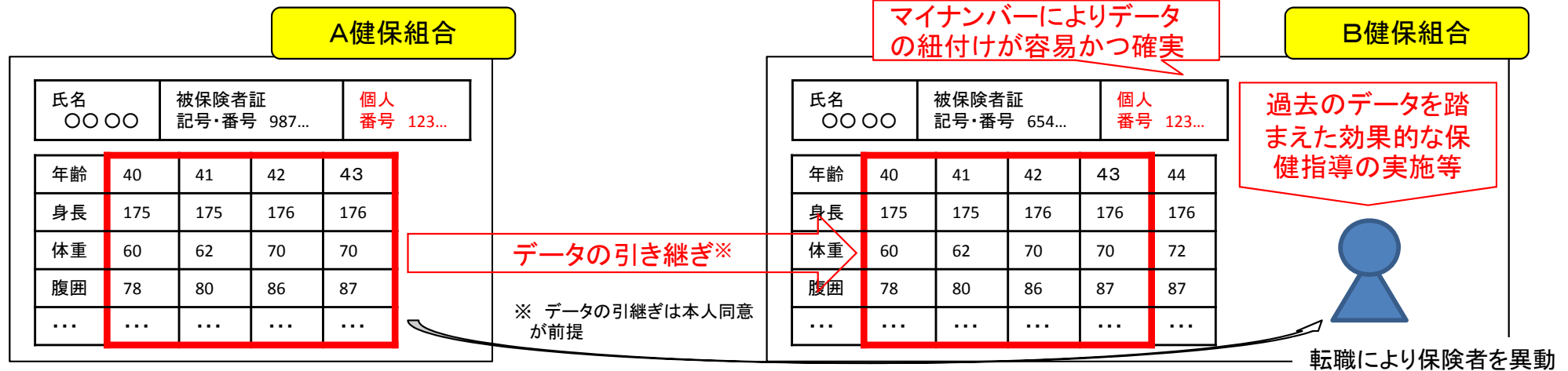
(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

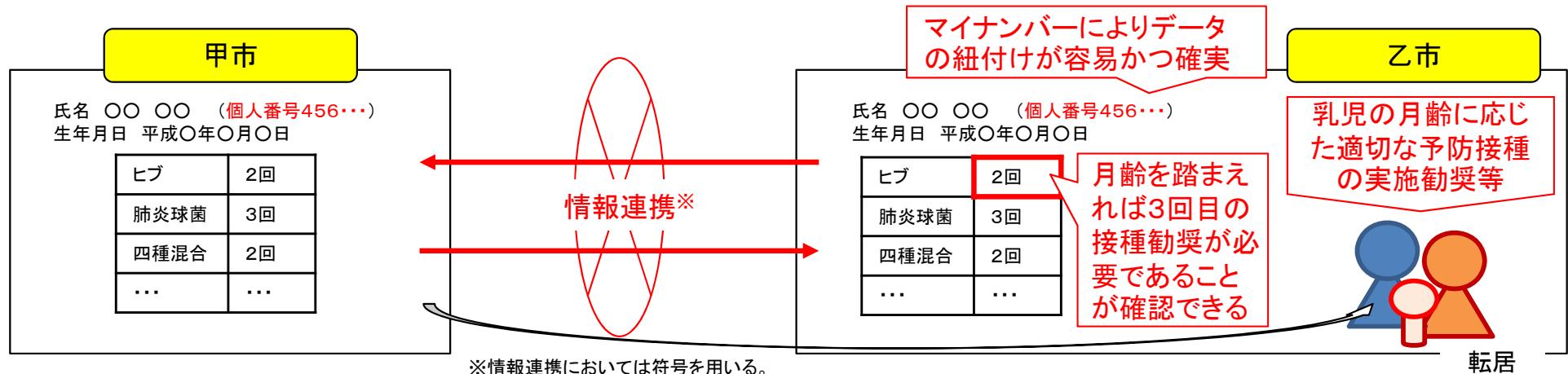
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



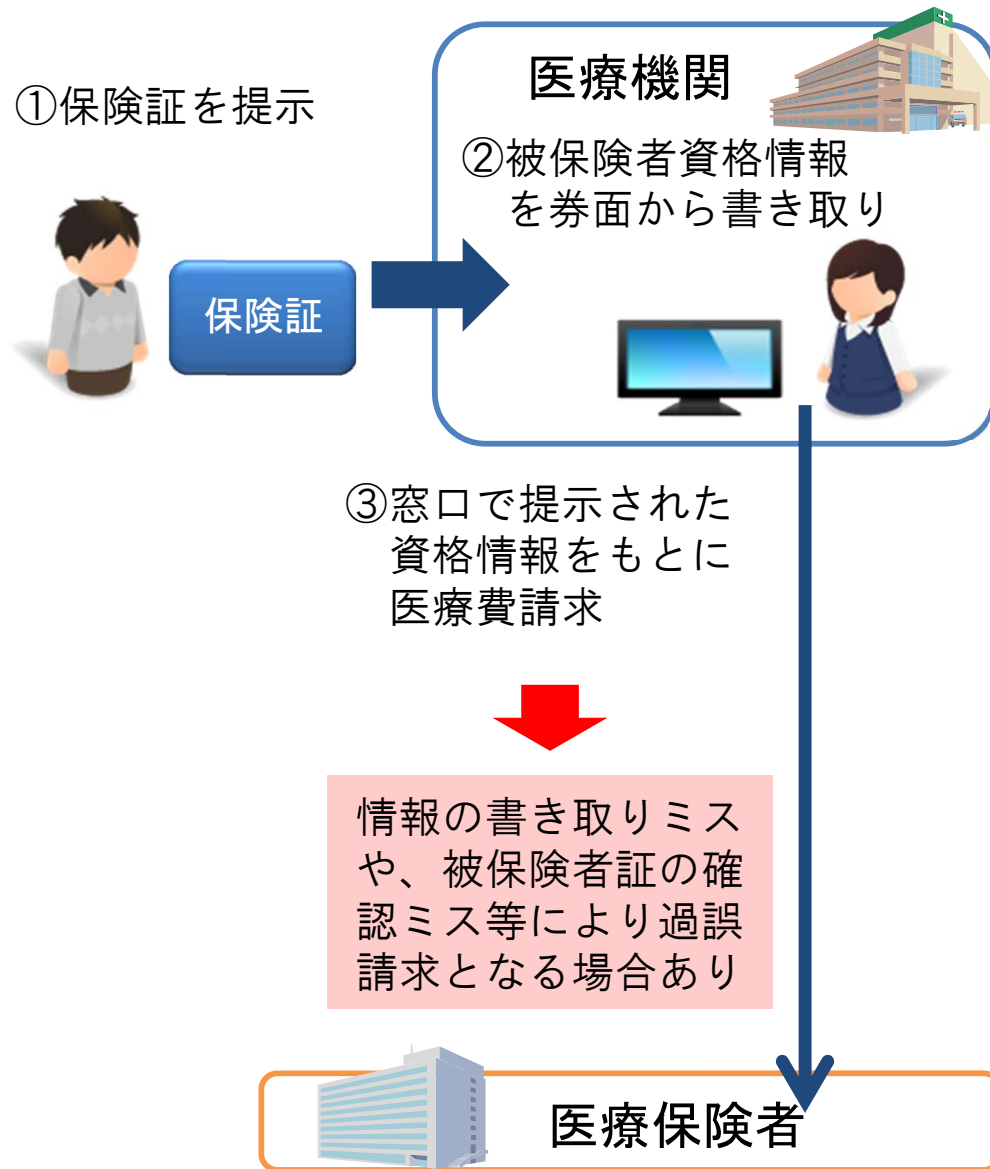
2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。

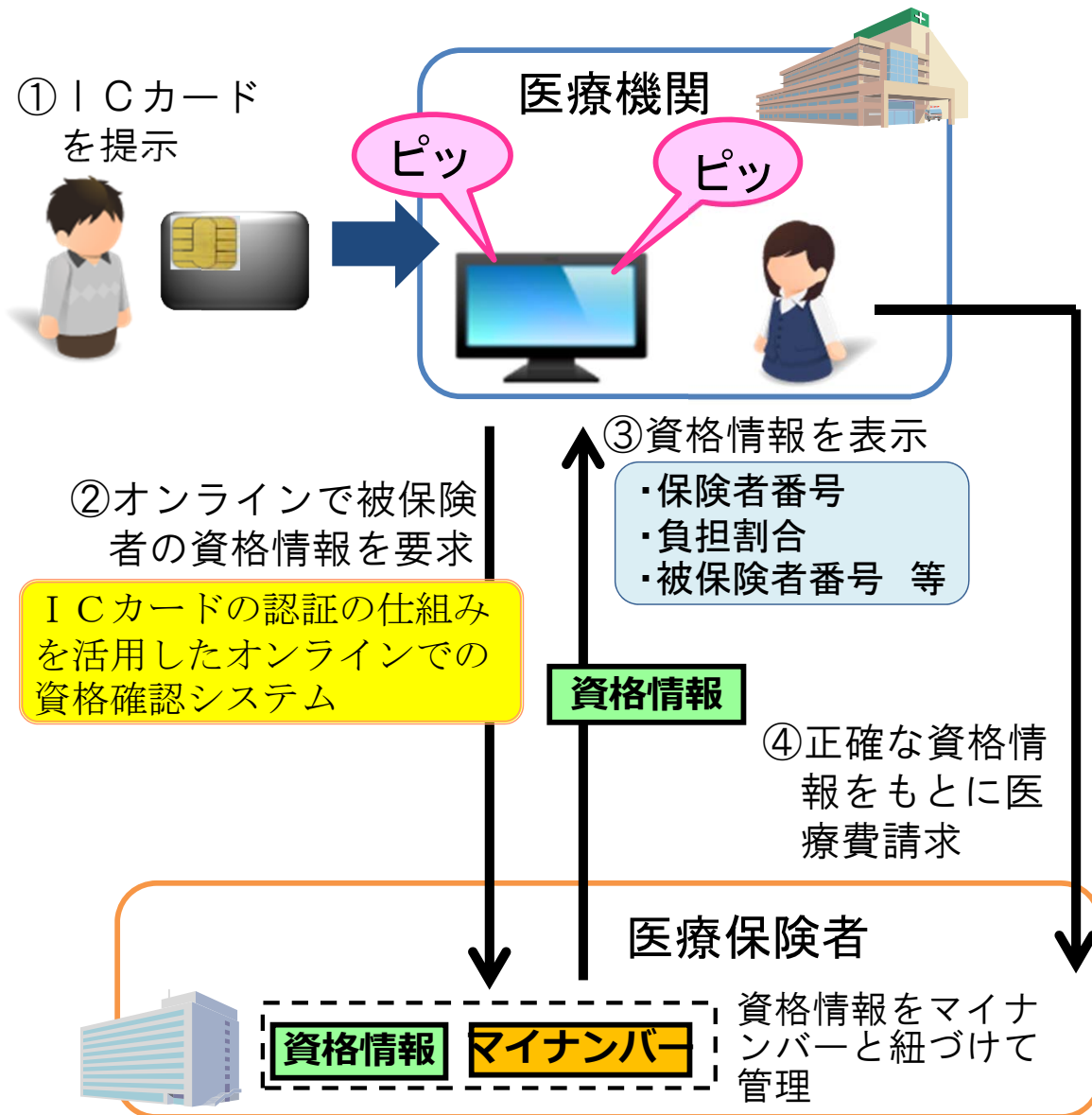


医療機関の窓口におけるオンラインでの医療保険資格の確認

【現 在】



【オンライン資格確認】



オンライン資格確認により事務の効率化と過誤請求の縮減に寄与する

日本再興戦略 改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)＜抜粋＞

①健康・医療分野におけるICT化に係る基盤整備

・医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る。

世界最先端 IT国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)＜抜粋＞

Ⅱ 3 (1)利便性の高い電子行政サービスの提供

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大(略)等により、広く普及を図る。

安倍総理発言 平成26年6月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

2016年にスタートするマイナンバー制度を活用し、国民にITの利便を実感していただくことが必要であります。健康保険証などのカード類を個人番号カードに一元化し、カード一枚で身近なサービスを受けられる「ワンカード化」、電気・水道等の公共サービスの手続を一度にまとめて行える「ワンストップ化」を2020年を目途に実現することとし、具体化に向けた作業を加速していただきたいと思います。

成長戦略進化のための今後の検討方針(平成27年1月29日産業競争力会議決定)＜抜粋＞

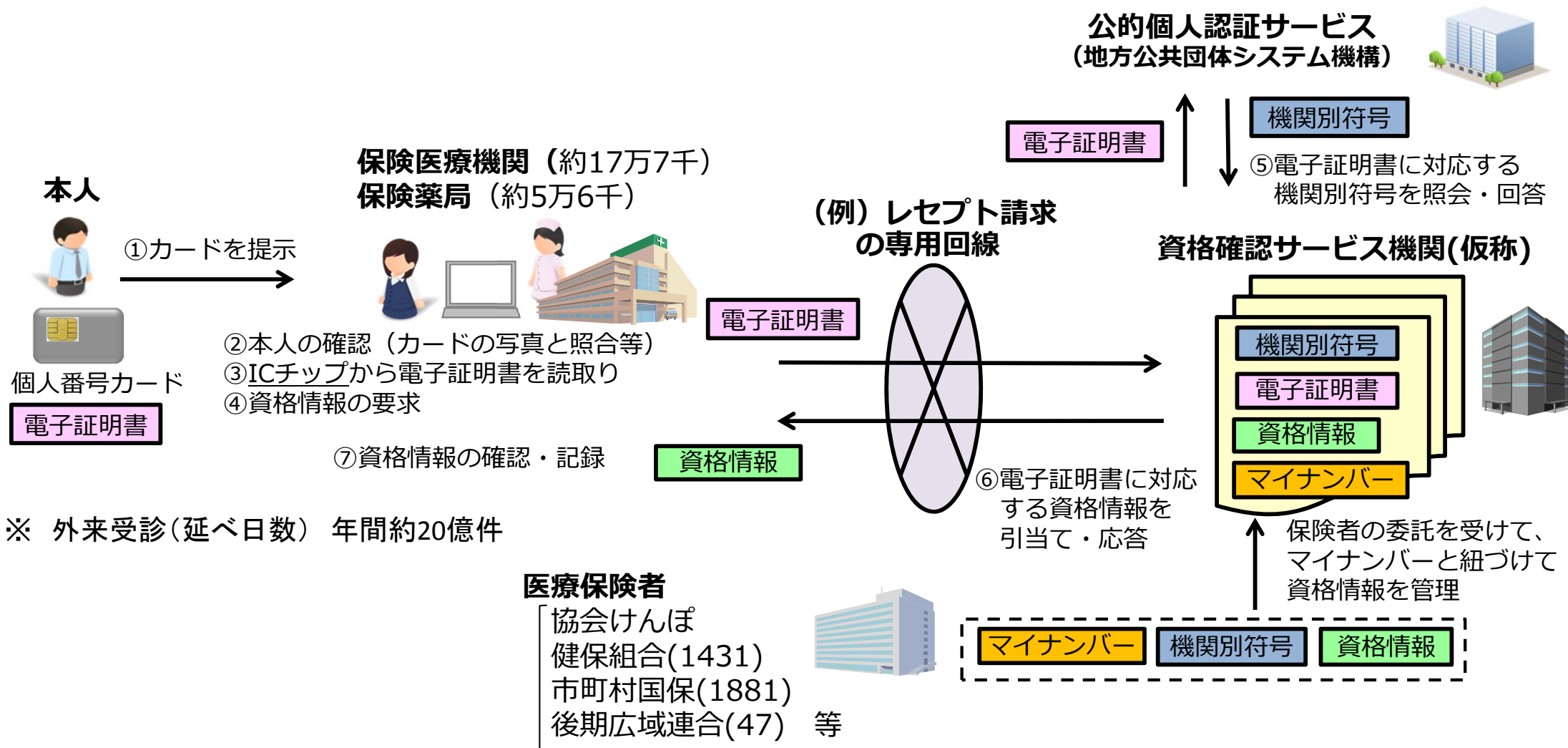
4(1) ④医療等分野における番号制度の活用に向けた検討

「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会中間まとめ」を踏まえ、まずは、医療保険のオンライン資格確認のできるだけ早期の導入を目指し、検討を進める。

また、医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方について、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用も含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性の両面が確保された情報連携の仕組みを検討する。

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

- 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービス機関（仮称）に資格情報の照会・確認を行う。
- 医療保険制度で、保険者が個人番号カードを被保険者証として認証する仕組みとした場合、被保険者証の提示は要しない仕組みにできる



The diagram illustrates the layout of the IC Chip Card, divided into two main sections: **表面** (Front) and **裏面** (Back).

- 表面 (Front):** Contains fields for Name (氏名), Address (住所), Birth Date (生年月日), Gender (性別), Photo (写真), Validity Period (有効期限), Security Code (セキュリティコード), and Personal Number (個人番号). A red stamp labeled "ICチップ" points to the chip area.
- 裏面 (Back):** Contains the Personal Number (個人番号), Name (氏名), Birth Date (生年月日), Photo (写真), and a QR code. A red stamp labeled "ICチップ" points to the chip area.

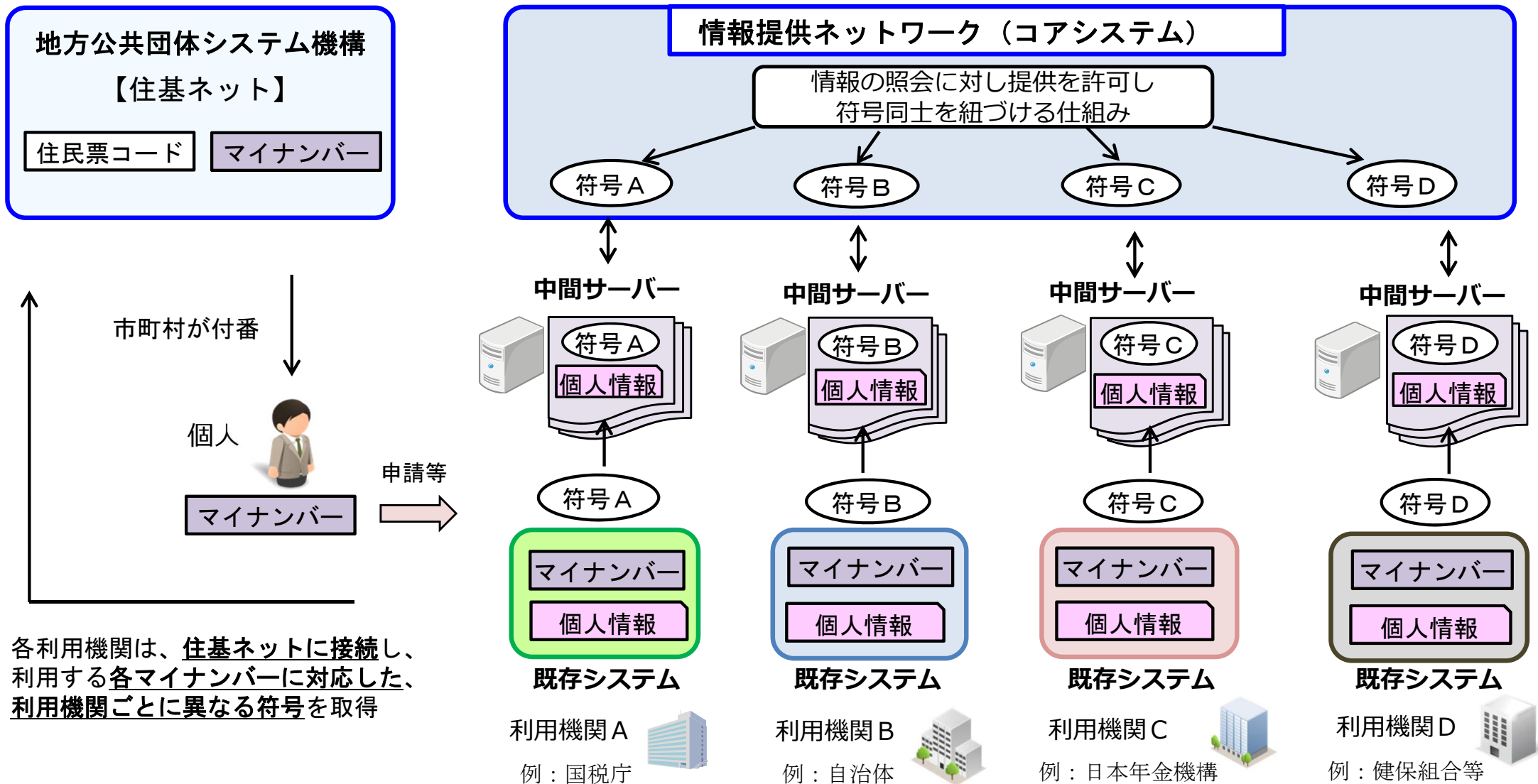
定められた利用目的以外でのマイナンバーの書き写し等は不正利用であり、法律で禁止されている

11

番号制度における情報連携の仕組み

- 番号制度の情報連携は、①マイナンバーを直接用いず、各機関ごとに振り出された符号を利用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止する、②情報連携の対象となる個人情報、各利用機関の既存システムから中間サーバーに収載し、照会に対し自動的に提供する、安全で効率的な仕組みとしている。

平成29年1月～ 国の機関間の情報連携
7月～ 地方公共団体・医療保険者の情報連携



医療情報連携ネットワークの普及促進による医療の質の向上と効率化の実現

- ICT（情報通信技術）を活用して、患者の情報を地域の医療機関等で共有するネットワークを構築することで、医療サービスの質の向上や効率的な医療の提供を実現していく。

ICTの活用で
期待される効果

患者の診療情報の共有によって、患者の状態に合った質の高い医療を提供

急性期から回復期、在宅医療・介護への移行を円滑に実施

二重検査や過剰投薬を避けるなど効率的な医療の提供、患者負担も軽減

診療情報の共有化・活用のためのインフラ整備

→ 医療機関のシステム改修、ネットワーク環境の整備、データの標準化等

保険医療機関、保険薬局（約23.3万施設）

+

共通の番号の導入による患者の追跡等の効率化

→ データの長期追跡性の向上、分野横断的な情報利活用・分析

➡ **地域の医療介護連携ネットワークのさらなる普及促進**

患者の診療情報等を登録・閲覧

